

令和 7 年度 第 1 回

色麻町通学路等安全対策推進会議

合同点検結果報告書

1 日 時 令和 7 年 5 月 2 0 日（火） 午後 2 時 3 0 分～ 3 時 5 5 分

2 場 所 色麻町役場 1 階 第 1 会議室

3 参加者	宮城県加美警察署	交通課	2 名
	宮城県北部土木事務所	道路管理班	2 名
	色麻町総務課		1 名
	色麻町建設水道課		2 名
	色麻学園（前期課程・後期課程）		2 名
	色麻町教育委員会（事務局）		2 名

4 会議内容

（1）令和 6 年度要確認通学路点検状況及び対策実施状況の確認について

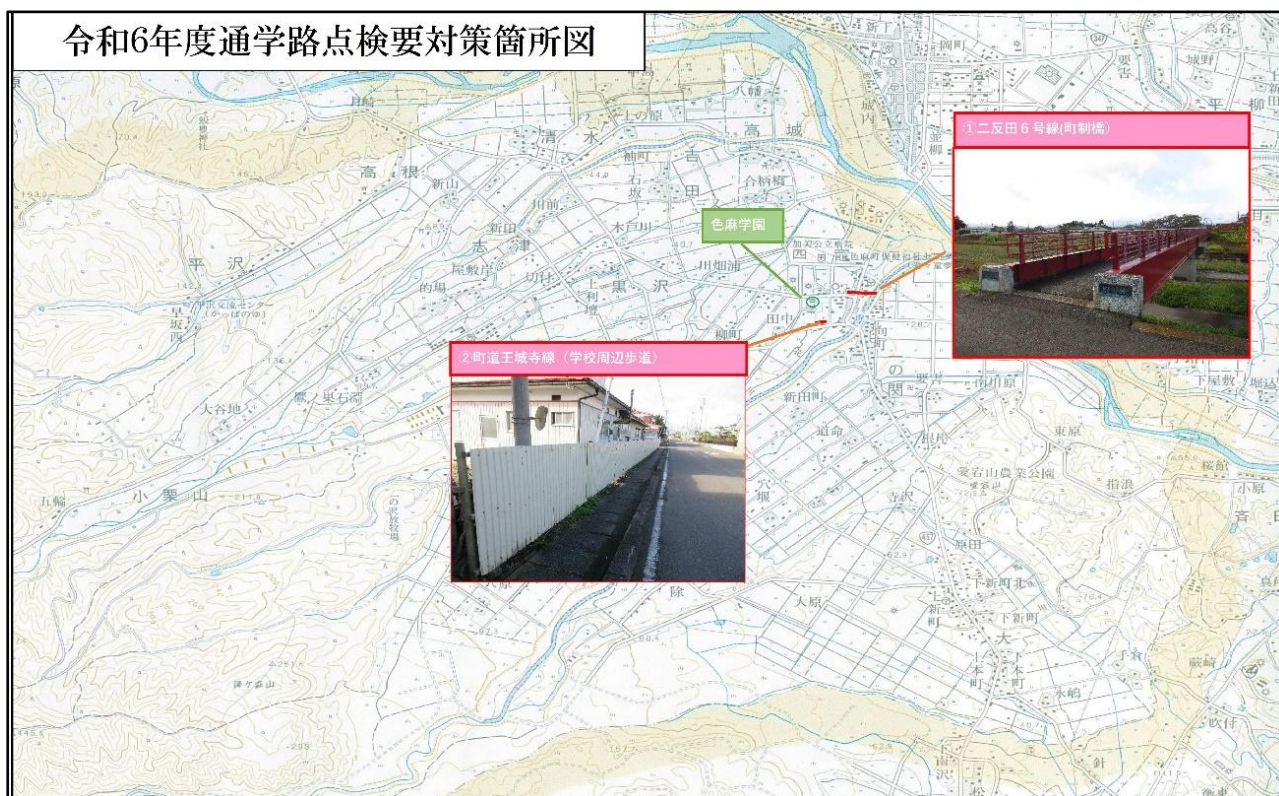
（2）令和 7 年度要確認通学路の確認について

（3）要確認通学路合同点検・対策検討（現地確認）について

1. 令和6年度要確認通学路の確認

・令和6年度に点検を行った要確認通学路について、令和6年度に実施した対策実施内容及び今後の対策予定実施内容等について現地に出向き確認を行った。

【点検箇所】



①二反田 6 号線（町制橋）

【通学路概要】

・町制橋は地区住民の生活道路であり、その地域に生活する住民が日常的に通行しているが、通学路としての指定はしていない。そのため、二反田地区の児童生徒は花川橋横断歩道を通行し、町道大坊線（花川堤防沿い）を通学路としているが、距離的な負担が課題となっている。

また、通学時間帯の花川橋付近は出勤時の車や学園への送迎関係の車が多く通行するところで交通量も多い。

【対策理由】

番号	点検箇所	点検項目・対策方針	担当部署
①	町制橋 （通学指導）	従来の花川橋から、町道大坊線（花川堤防沿い）を通る通学方法よりも町制橋を通り、やまびこ住宅から、県道 156 号線に出て、整備された歩道を利用する通学路について検討したい旨、学校から相談が寄せられた。	色麻町 （建設水道課）

【対策箇所図】



【今後対策方針】

番号	対策予定箇所写真	対策方針
①		【町制橋】 ・橋としては特に問題はない。 ・通学路として使うのは問題ないという意見が多かった。以前は欄干の間から顔をだすなどの危険な行為が見られたため、通学路のコースにしていなかったが、その後、欄干の補強工事を行い、通行する際の安全を確保することができた。これらの観点から通学路として利用していくか学校で検討していく。 【横断歩道の設置について】 ・やまびこ住宅地の歩道から県道 156 号線へ向かうため、住宅地付近の町道を横断する際の横断歩道がない。横断歩道を設置するためには落ち蓋側溝があるため白線を引くことが困難である。児童生徒には安全に道路を横断できるよう注意喚起が必用になる。学校においては児童生徒の下校指導において、周知を徹底する。

＊令和 6 年度通学路等安全対策推進会議で示された内容をもとに、色麻学園では令和 6 年 12 月より町制橋を通学路として利用可能として保護者へ周知した。

②町道王城寺線（学校前歩道）

【通学路概要】

・本道路は色麻学園の近隣に所在し、宿地区大坊周辺に居住している児童生徒が徒歩通学、自転車通学をする際に主として利用する場所である。通学時間帯は地元住民を中心に、通勤途中の車や児童生徒送迎の車が頻繁に通行する箇所でもある。

【対策理由】

番号	点検箇所	点検項目・対策方針	担当部署
①	歩道 （ガードレールの設置）	歩道が狭く、登下校時の危険を回避することから、地域住民からガードレールの設置の要望が学校に寄せられた。	色麻学園 色麻町 （建設水道課）

【対策箇所図】



【対策方針】

番号	対策予定箇所写真	対策方針
①		【歩道（ガードレール設置）】 ・以前よりガードレールの設置について要望があった。設置については課題があり、設置することで、道幅や歩道が狭くなり車両の通行や歩行の妨げになったり、車両の接触事故に繋がる恐れも懸念される。結果としてガードレールの設置は困難である。 - また、ガードレールを設置することにより、道路の除雪時に支障をきたすことも懸念され、ガードレールが倒れることが推測される。 ・除雪された道路側の雪が歩道側に堆積するため、歩道が歩きにくくなることがある。これらのことを鑑み、ガードレールの設置は冬道の登下校に影響を及ぼす観点から、従来どおりの対応が望ましい。登下校時に併せて町内の王城寺線除雪作業担当者と連携を図りながら、安全の徹底に努めていく。

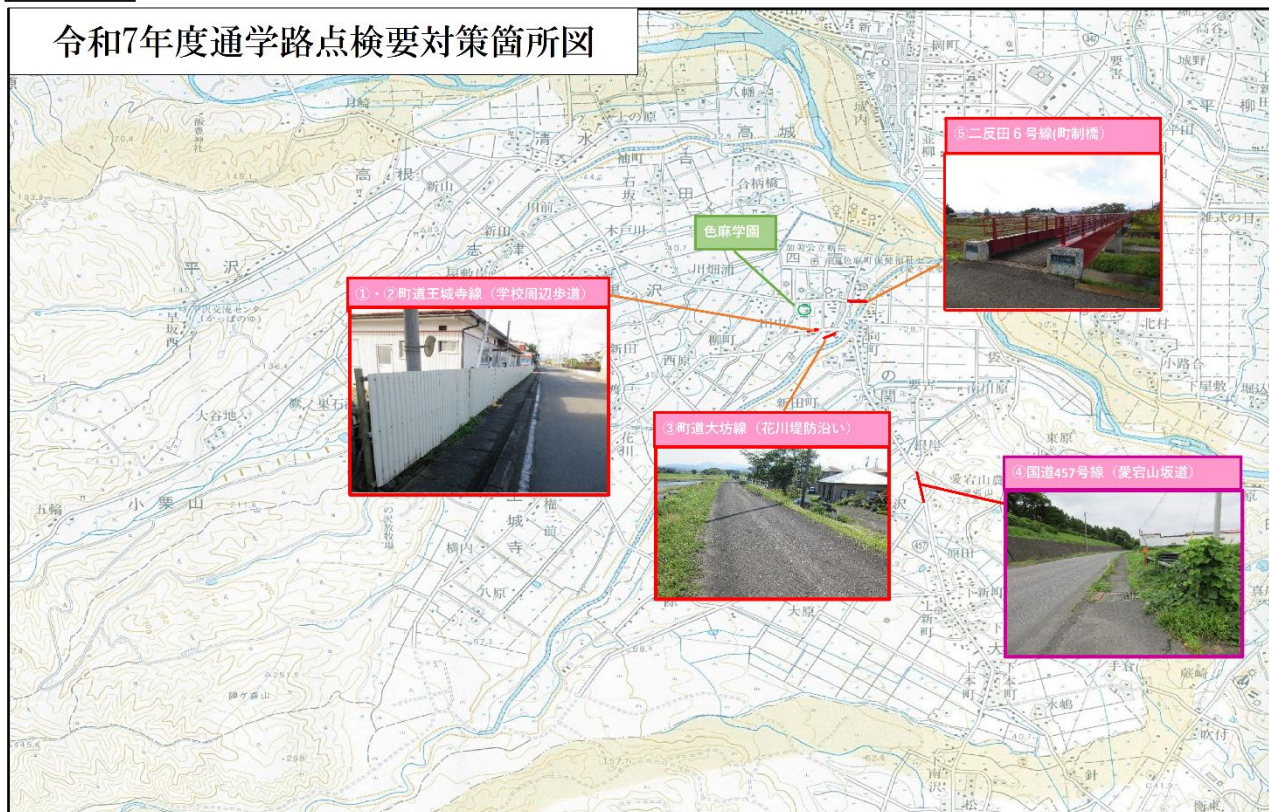
2. 令和7年度要確認通学路の確認

- ・ 令和7年度に要対策箇所として候補となった通学路について、現地に出向き点検を行った。

別添①

令和7年5月現在

令和7年度通学路点検要対策箇所図



①・②町道王城寺線（高清水会館付近）

【通学路概要】

・本道路は色麻学園の近隣に所在し、宿地区大坊周辺に居住している児童生徒が徒歩通学、自転車通学をする際に主として利用する場所である。通学時間帯は地元住民を中心に、通勤途中の車や児童生徒送迎の車が頻繁に通行する箇所でもある。

【対策理由】

番号	点検箇所	点検項目・対策方針	担当部署
①	歩道 (安全確保)	・道幅が狭く、ガードレールの設置が困難であるため、児童生徒の安全について確認し、関係機関で共通認識をもつ。	色麻学園 色麻町 (建設水道課)
②	水路 (蓋の設置)	・水路の中で遊ぶ子供がいるため、蓋を設置して欲しいという地域住民から要望がある。(グレーチングの下に入って遊んでいることがある。)	色麻学園 色麻町 (建設水道課)

【対策箇所図】



【対策方針】

番号	対策予定箇所写真	対策方針
①		【通学指導】 ・ガードレールの設置が困難であるため、道路にはみ出さない、2列で歩かないなど児童生徒への通学指導を徹底する。 【道路】 ・摩耗している外側線と中央線の引き直しは、今後実施に向け検討していく。また、歩行者を注意する意味でも、『歩行者注意』という路面表記をする提案もあったが、外側線同様に今後実施に向けて検討していく。 【樹木】 ・歩道に隣接している樹木であるため、枝が伸び、児童生徒の顔や頭等に当たる可能性がある。危険を伴うことから、所有者が令和6年12月に伐採したということで確認した。
②		【水路】 ・水路の中で遊ぶ子供がいるため、蓋を設置して欲しいという地域住民から要望がある。担当課に現場を確認してもらい、グレーチングの下に柵を設置する方法もあるが、農繁期の時期には流れた草等が柵に引っかかり、水があふれ出る可能性がある。 ・蓋をすることにより万が一、事故が起きた時に救助が困難になったりすることも懸念されるため、一概に蓋をするのは困難である。児童生徒の安全を考慮し、今後の対策について検討していく。 ・学園においても安全な登下校について指導を徹底していく。 【縞鋼板】 ・除雪の関係で、多少、角にめくれが生じているので、グラつきも含め対応していく。

③町道大坊線（花川堤防沿い）

【通学路概要】

・本道路は花川堤防沿いに所在する通学路であり、主に向町地区、二反田地区に居住する児童生徒が利用する通学路である。伊達神社前の町道王城寺線は歩道がなく徒歩や自転車の通行が危険であるため、花川橋を通行して通学する児童生徒は必然的に本通学路を通らざるをえない状況となっている。

【対策理由】

番号	点検箇所	点検項目・対策方針	担当部署
③	歩道 (安全確保)	・防風柵や防雪柵がないため、冬場や風が強い日は通行が困難となっている。	色麻町 (建設水道課)
	(通学指導)	・夏場は雑草の繁茂により河川の遊具が隠れてしまう程である。路面にも蔦が伸び、歩きにくいという声も聞かれる。	宮城県 (北部土木事務所)
		・通学路外である近くの私道を通行する児童がいる。	学校

【対策箇所図】



【対策方針】

番号	対策予定箇所写真	対策方針
①		【通学指導】 ・私道を通行することはよくないので、写真を見せながら児童に指導していく。 【堤防の除草】 ・定期的にサイクルを組みながら除草していく。 ・通学路の状況を確認しながら、適宜対応していく。 ・地域の方々の協力をいただきながら、安全に通学できるよう今後も見守り支援を行っていく。 ・夏場は雑草の繁茂の状況を定期的に確認していくように努める。

④国道457号線（愛宕山坂道）

【道路概要】

- ・本道路は大原地区、北大地区、南大地区に居住している生徒が休日の部活動等で学校へ登下校する際に自転車で利用している通学路である。国道であり仙台方面に向かう普通自動車や大型車両の通行量も常時多い。
- ・一の関地区の河童橋において、歩道側の腐食は見られないが、反対側の欄干の腐食が進んでおり、欄干の一部が切れてしまっている。

【対策理由】

番号	点検箇所	点検項目・対策方針	担当部署
①	歩道 （路肩の雑草 繁茂）	特に夏季の期間は路肩に雑草が繁茂している。通行の際に車道側に寄らなければならず通行に支障が生じる場合がある。	宮城県 （北部土木事務所）
②	歩道 （路面状況）	車道と歩道の境界に段差が生じている箇所がある。また、路面に土砂等が堆積しており凸凹していることから、自転車通行の際に児童生徒が転倒する可能性がある。	宮城県 （北部土木事務所）
③	橋の欄干 （欄干の腐食）	一の関地区の河童橋において、歩道側の腐食は見られないが、反対側の欄干の腐食が進んでおり、欄干の一部が切れてしまっている。	宮城県 （北部土木事務所）

【対策箇所図】





【対策方針】

番号	対策予定箇所写真	対策方針
①		【歩道（除草及び路面状況）】 ・歩道に堆積している土砂の確認をしたり、凹凸が激しく通行に支障がでると判断される場合は随時点検を行い、対策方法について検討する。関係機関並びに担当課で情報共有しながら、歩道路面の凸凹や土砂の堆積、雑草の繁茂などについて対応していく。
②		【自転車通学の安全（ヘルメットの着用）】 ・歩道の整備だけでなく、自転車通学等においては自損転倒事故を招くおそれもあるため、ヘルメットの着用が重要である。ヘルメットの着用について指導の徹底に努めていく。
③		【河童橋の欄干の腐食】 冬場の融雪剤の影響により歩道側より、車道側の錆や腐食が目立つ。一部には亀裂も見られる。県としては可能な範囲で対応するという見解であった。

⑤二反田 6 号線（町制橋）

【通学路概要】

・町制橋は地区住民の生活道路であり、その地域に生活する人が、日常的に通行している。

また、従来の花川橋から、町道大坊線（花川堤防沿い）を通る通学方法よりも町制橋を通り、やまびこ住宅から県道 156 号線に出て、整備された歩道を利用する通学路について検討したい旨、学校から相談が寄せられ、令和 6 年 1 1 月に本会議で審議し、安全を確認した上で、令和 6 年 12 月より通学路として指定し、通学路として利用している。

【対策理由】

番号	点検箇所	点検項目・対策方針	担当部署
①	町制橋 (欄干の錆、 塗装の劣化)	通学路として利用しているが、通行する内側の欄干部分の塗装箇所が劣化し、剥がれが目立つ。錆びついている箇所もみられることから、内側部分の塗装等の対応が必要と思われる。	色麻町 (道路管理者) 学校 (通学指導)

【対策箇所図】



【対策方針】

番号	対策予定箇所写真	対策方針
①		【欄干の塗装の剥がれ、錆等】 ・今後、塗装について検討していく。 ・夜間の通行に配慮して、発光ダイオードを利用した光るものを設置し、安全に通行できるようにした方がという意見があった。防犯灯の位置も遠いことから、橋の場所を知らせるようなものを設置し、防犯の観点からも検討していく必要がある。